

## 認定 NPO 法人たんぽぽの会 利用細則

### 短期入所(池尻事業所)

#### 1 短期入所

**1泊1名を定員**とする短期入所事業です。

宿泊を伴わない日中の時間だけお預かりするデイサービスは行っておりません。

#### 2 利用方法

##### (1) 利用の流れ

	利用の流れ	例	詳細
1	毎月 1 日 翌々月の申し込み 受付開始	7 月 7 日に利用 希望の場合 5 月 1 日～	11 時から池尻事務所で受付します。 電話、FAX、メールでお知らせください。
2	毎月 10 日 翌々月の申し込み 締切り	～5 月 10 日	19 時まで受付します。 ※定員は 1 泊 1 名です。 ※定員を超えた場合はお受けできないこともあります。 ※先着順ではありません。
3	毎月 11～15 日 可否のご連絡	5 月 11 日 ～15 日	申し込み頂いた方全員にご連絡します。
4	前日 介護人連絡	7 月 6 日	前日に介護人を伝えます。 近況や宿泊の注意点などありましたらご連絡ください。
5	当日 短期入所開始	7 月 7 日	印鑑、受給者証、愛の手帳、健康保険証、障害者医療証、 その他、宿泊に必要な物をお持ちください。

- 1 回の利用は 2 泊 3 日までです。**
- 利用希望日と振り替え可能な希望日を併せてお伝えください。
- 1 月に 2 回以上ご利用される場合は優先順位をお伝えください。
- 布団シーツ、かけ布団カバー、枕カバーはご持参ください。
- 高額な品物・代替の利かない物品等の持ち込みはご遠慮ください。
- 申込締切日を過ぎてからも、お受けできる場合があります。お気軽にご相談ください。

ご都合の良い連絡方法で下記申し込み内容をお伝えください。

電話番号	03-5787-5319
FAX 番号	03-5787-5329
メールアドレス	tanpopo-ikejiri-002@willcom.com
申込内容	① 氏名 ②利用日 ③開始終了の時間と場所 ④利用の理由 ⑤他の候補日

(2) 短期入所ご利用にあたって

1. 印鑑、受給者証、愛の手帳、健康保険証、障害者医療証、金銭、宿泊に必要な衣類や日用品をご持参ください。(所持品にはすべて記名をお願いします)
2. 池尻事業所は職員不在になることがありますので、短期入所前後の荷物の持ち込み、引取り方法について事前にお伝えください。
3. その他、特別なサービス(クリーニング等)に掛かった費用は実費お支払いください。

3 利用料金

1. 総合支援法に基づく利用者負担額 (総合支援法受給者証のとおり)
2. 水光熱費：泊数×¥500
3. 日用品費：泊数×¥100

4 キャンセル料

1. 前々日以前のキャンセル(利用開始日の前々日 18 時迄にご連絡いただいた場合)⇒ 無料
2. 前日キャンセル(利用開始日の前日 18 時迄にご連絡いただいた場合) ⇒ ¥1,000
3. 当日キャンセル(利用開始日の前日 18 時以降にご連絡いただいた場合) ⇒ ¥3,500

※上記キャンセル料は 1 泊分の料金です。当日キャンセルで 2 泊の場合、¥4,500 のキャンセル料を頂きます。

※移動支援を併用している場合は別途頂きます。金額は移動支援の利用細則をご覧ください。

※体調不良・天候不良等のいかなる理由においてもキャンセル料は発生します。ただし、災害その他の理由により介護が不可能とたんぽぽの会が判断した場合は頂きません。

5 移動支援の併用について

1. たんぽぽの会の短期入所事業継続の為、ご利用の際には移動支援の併用をお願いします。
2. 原則 19：00～9：00 が短期入所の時間帯です。
3. 外出等で到着する時間が 19：00 を過ぎる場合は、実績に合わせた移動支援のお時間を頂きます。
4. お住いの地域により移動支援の併用可否、利用範囲が異なります。
5. 送迎の可否の判断については各自治体にお問合せ下さい。下記の送迎に関する事で移動支援利用に該当しない場合は自費 (1h ¥2,000) で承ります。

目黒区	連泊中を含めて移動支援利用可。 通学、通所にも移動支援利用可。
-----	------------------------------------

世田谷区	連泊中を含めて移動支援利用可。 通学＝通学ガイドの支給対象者であれば通学にも移動支援利用可。 通所＝受給者証に通所に移動支援の利用を認める旨の記載があれば利用可。 ※短期入所中という事由で通所の移動支援利用は不可。
渋谷区	利用初日（入所前）と最終日（退所後）での移動支援の利用は1人親家庭の方のみ利用可。 連泊中の移動支援の利用は不可。
品川区	連泊中を含めて移動支援が利用可。
大田区	利用初日（入所前）と最終日（退所後）での移動支援を利用可。 連泊中の移動支援の利用は不可。
港区	個別に担当ワーカーに相談。

**※太字波線アンダーラインは、今年度の変更箇所です。**

平成 30 年 4 月 1 日 改定